

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和元年8月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和元年8月26日（月曜日）午前9時30分～午前11時10分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所3階庁議室</p> <p>3 各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名</p> <p>5 傍聴人 1名</p> <p>6 議題</p> <p>【議決事項】 （1）議案第39号「守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱について」（可決） （2）議案第40号「守谷市議会定例会月議会への提出予定案件について」（可決）</p> <p>【報告事項】 （1）報告第9号「守谷市部活動の運営方針の改訂について」</p> <p>【その他】 （1）小中学校の現状について（指導室） ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（7月末現在） ⑥不登校の現状（7月末現在） ⑦長期欠席児童生徒の状況（7月末現在） （2）各課業務報告</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> ①入札結果について ②通学路危険箇所合同点検について ③令和元年度守谷市教育委員会点検評価委員会について ④令和元年度小学校入学者の就学時健康診断について ⑤工事等の進捗状況について ⑥寄付受入れについて ○生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> ①いきいき茨城ゆめ国体及びいきいき茨城ゆめ大会の概要について ○学校給食センター <ul style="list-style-type: none"> ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ③生鮮野菜使用率について ④異物混入等について
4 今後の状況	<p>次回は、令和元年9月26日（木曜日） 午前9時30分から開催予定</p>

議案第39号

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月26日提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和元年 月 日原案 決

提案理由

本案は、当該要綱の交付対象事業及び交付対象者の要件を緩和し、より多くの個人、団体を奨励し、スポーツ及び文化の振興・意識の高揚を図るため、要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
39号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱（平成19年守谷市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第2条第2号ア中「県の代表として参加する」を「文部科学省等が主催又は後援する」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「団体で」の次に「あって」を加え、「第1号から第3号まで」を「第1号及び第2号」に改め、「者に限る。）」を「者に限る。以下この条において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当するものが所属する団体」に改め、同条第1号中「中学生以下の」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を次のように改める。

（3）前条第2号に規定するコンクール等に県の代表として参加する者。ただし、県の予選を経ていない場合は、当該コンクール等で入賞した者に限る。

第3条第5号中「前4号」を「前3号」に改め、「掲げる者」の次に「又は前3号に掲げる者」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第4条第2項中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 交付対象者が団体である場合の奨励金の支給額は、当該団体において大会等に出場する人員に1万円を乗じた額とする。ただし、第3条第3号に該当する者が所属する団体については、一団体につき20万円を限度とする。

別表第1その他の部に次のように加える。

全国健康福祉祭

公益財団法人日本スポーツ協会及び同協会加盟の中央競技団体が主催する選手権大会
--

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱新旧対照表

改正	現行
<p>(交付対象事業)</p> <p>第2条 奨励金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化振興事業</p> <p>ア <u>文部科学省等が主催又は後援する全国規模以上のコンクール等</u></p> <p>イ <u>その市長が認めたもの</u> (交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付対象者は、守谷市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市体育協会若しくは市文化協会に登録している個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号及び第2号)に掲げる者であっては、地区予選を経て代表となった者又は出場標準記録を超えて参加することとなる者に限る。以下この条において同じ。)又は次の各号のいずれかに該当するものが属する団体とする。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する大会に参加する<u>一者</u> (削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前条第2号に規定するコンクール等に<u>県の代表として</u>参加する者。ただし<u>県予選を経ていない場合は、当該コンクール等で入賞した者。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者又は前3号に掲げる者で構成される</u>団体が参加する大会等の登録指導者</p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第2条 奨励金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文化振興事業</p> <p>ア <u>県の代表として参加する</u> <u>コンクール等</u></p> <p>イ <u>その市長が認めたもの</u> (交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付対象者は、守谷市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は市体育協会若しくは市文化協会に登録している個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号から第3号までに掲げる者)であっては、地区予選を経て代表となった者又は出場標準記録を超えて参加することとなる者に限る。)とする。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する大会に参加する<u>中学生以下の者</u></p> <p>(2) 前条第1号アに規定する大会に参加し、<u>上位入賞した高校生以上の者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第2号に規定するコンクール等で<u>上位入賞した者</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げる者</u>で構成される団体が参加する大会等の登録指導者</p>

(5) (略)

(奨励金)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号に該当する場合の奨励金は、別表第3に掲げる額とする。

3 (略)

4 交付対象者が団体である場合の奨励金の支給額は、当該団体において大会等に出場する人員に1万円を乗じた額とする。ただし、第3条第3号に該当する者が属する団体については、一団体につき20万円を限度とする。

別表第1 (第2条関係)

区分	大会区分
小学生	全国小学生大会
	全国JOCジュニアオリンピックカップ
~~~~~	
その他	日本選手権大会
	国民体育大会
	全国障害者スポーツ大会
	全国健康福祉祭
公益財団法人日本スポーツ協会及び同協会 加盟の中央競技団体が主催する選手権大会	

(6) (略)

(奨励金)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号に該当する場合の奨励金は、別表第3に掲げる額とする。

3 (略)

(新設)

別表第1 (第2条関係)

区分	大会区分
小学生	全国小学生大会
	全国JOCジュニアオリンピックカップ
~~~~~	
その他	日本選手権大会
	国民体育大会
	全国障害者スポーツ大会
	(新設)
(新設)	

議案第40号

守谷市議会定例会議会への提出予定案件について

守谷市長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を令和元年守谷市議会9月定例会議会に提出することについて、承認を求める。

- 1 令和元年度守谷市一般会計補正予算（第3号）教育委員会所管分
- | | | | |
|------------|---|----|---|
| (1) 債務負担行為 | P | 2～ | 3 |
| (2) 歳出予算 | P | 4～ | 8 |

令和元年8月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和元年 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長が、教育に関する事務に係る議案を議会に提出しようとする場合、その案を作成するときは、教育委員会の意見を聴かなければならないことから、この議案を提出する。

議案	頁数
40号	1

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
ふるさと納税管理業務委託	令和元年度から令和2年度まで	25,256	
放課後子どもプラン運営事業 (児童クラブ分)	令和元年度から令和6年度まで	1,051,740	
放課後子どもプラン運営事業 (放課後子ども教室分)	令和元年度から令和6年度まで	284,328	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新 規 設 定 分)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で (見 込) 支 出 額		当 該 年 度 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
							国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
ふるさと納税管理業務委託	25,256		25,256	令和2年度	25,256					25,256
放課後子どもプラン運営事業(児童クラブ分)	1,051,740		1,051,740	令和2年度から 令和6年度まで	1,051,740	306,120		205,505		540,115
放課後子どもプラン運営事業(放課後子ども教室分)	284,328		284,328	令和2年度から 令和6年度まで	284,328	88,125		25,710		170,493

(単位 千円)

3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(7) 国民年金費						扶養手当 $\Delta 156$ 時間外勤務手当 464 期末手当 $\Delta 57$ 勤勉手当 $\Delta 128$ 通勤手当 24 退職手当負担金 $\Delta 10$ 地域手当 $\Delta 25$ 4共済費 39 一般職共済組合負担金
計	($\Delta 24,316$ (3,538,575) (3,514,259)	国県支出金	0			
		地方債	0			
		その他	0			
		一般財源	$\Delta 24,316$			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	(13,778 (703,768) (717,546)	国県支出金	0	2給	$\Delta 2,001$	12 黒内小学校児童クラブ建設事業 (生涯学習課)	15,428
		地方債	0	3職員手当等	813	12 役員費	94
		その他	0	4共済費	$\Delta 462$	手数料	
		一般財源	13,778	12 役員費	94	・ 建築確認申請	
				13 委託料	15,334	13 委託料	15,334
				設計・監理委託料			
				・ 児童クラブ建築設計			
				79 職員給与関係経費			$\Delta 1,650$
				2給料			$\Delta 2,001$
				一般職給			
				3職員手当等			813

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	△1,713 (1,375,991) (1,374,278)	国 地 所 一	出 方 の 財 源	0 0 0 △1,713		

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

3 消防施設費	2,394 (28,017) (30,411)	国 地 所 一	出 方 の 財 源	0 0 0 2,394	13 委 託 料	2,394	01 消防施設整備事業 (交通防災課) 13 委託料 設計・監理委託料 ・消防機械器具置場兼詰所設計	2,394 2,394
計	2,394 (1,022,650) (1,025,044)	国 地 所 一	出 方 の 財 源	0 0 0 2,394				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 学校教育総務費	78 (136,043) (136,121)	国 地 所 一	出 方 の 財 源	0 0 0 78	2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費	△545 182 441	78 特別職給与関係経費 4 共済費 特別職共済組合負担金 79 職員給与関係経費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 期末手当 勤勉手当	7 7 71 △545 182 △198 94 243
-----------	------------------------------	------------------	-----------------------	-------------------	--------------------------------------	--------------------	---	--

10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(2) 学校教育総務費						通勤手当 169 児童手当 △480 退職手当負担金 423 地域手当 △69 4共済費 434 一般職共済組合負担金
4 学校給食センター費	4,688	国県支出金	0	2給	2,794	79 職員給与と関係経費
一	(942,772)	地方債	0	3職員手当等	1,248	2給料
	(947,460)	その他	0	4共済費	646	一般職給 3職員手当等 期末手当 勤勉手当 通勤手当 退職手当負担金 地域手当 4共済費
		一般財源	4,688			1,248 423 166 △26 377 308 646
計	4,766	国県支出金	0			一般職共済組合負担金
	(1,292,700)	地方債	0			
	(1,297,466)	その他	0			
		一般財源	4,766			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1 学校管理費	90 (270,837) (270,927)	国 地 そ 一	0 0 0 90	4共 共 共 共	90 90	79 職員給与と関係経費 4共済費 一般職共済組合負担金
計	90 (1,994,965) (1,995,055)	国 地 そ 一	0 0 0 90			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	5 (123,355) (123,360)	国 地 そ 一	0 0 0 5	4共 共 共 共	5 5	79 職員給与と関係経費 4共済費 一般職共済組合負担金
計	5 (299,160) (299,165)	国 地 そ 一	0 0 0 5			

(款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	△11,725 (233,811) (222,086)	国 地 そ 一	0 0 0 △11,725	2給 3職員手当等 4共済費	△4,828 △5,211 △1,686	79 職員給与と関係経費 2給料 一般職給 3職員手当等 扶養手当 管理職手当
計	△11,725 (233,811) (222,086)	国 地 そ 一	0 0 0 △11,725			

(項) 4 社会教育費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		明
		財源名	金額	区分	金額	
(1) 社会教育総務費						期末手当 $\Delta 1,702$ 勤勉手当 $\Delta 985$ 通勤手当 65 住居手当 $\Delta 54$ 児童手当 $\Delta 15$ 退職手当負担金 $\Delta 652$ 地域手当 $\Delta 664$ 4共済費 $\Delta 1,686$ 一般職共済組合負担金
5 図書館費	1,062	国県支出金 地方債 その他の 一般財源	0	2給	32	79 職員給与と関係経費
	208,927		0	3職員手当等	849	2給料
	209,989		0	4共済費	181	一般職給 3職員手当等
			1,062			扶養手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 退職手当負担金 地域手当 4共済費
計	$\Delta 10,663$	国県支出金	0			一般職共済組合負担金
	1,254,997	地方債	0			
	1,244,334	その他の 一般財源	0			
			$\Delta 10,663$			

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
(中略)
- (4) 法第29号の意見の申し出に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

報告第9号

守谷市部活動の運営方針の改訂について

国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「茨城県部活動の運営方針」を受け、「守谷市部活動の運営方針」について、別紙のとおり改訂したので報告する。

令和元年8月26日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報告	頁数
9号	1

改訂後	改訂前	改訂理由
<p>◇ <u>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。</u></p>	<p>・ <u>運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。</u></p>	<p>文化部活動も対象とするため、運動部活動を部活動に改めるとともに、「茨城県部活動の運営方針」に合わせ、文言を追加した。</p>
<p>◇ 学校全体として <u>部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。</u></p>	<p>・ 学校全体として <u>運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。</u></p>	<p>運動部活動を部活動に改めた。</p>
<p>◇ <u>文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>文化部活動に関する文言を追加した。</p>
<p>第2 新たな <u>部活動</u> に向けての市運営方針</p>	<p>第2 新たな <u>運動部活動</u> に向けての市運営方針</p>	<p>運動部活動を部活動に改めた。</p>

改訂後	改訂前	改訂理由
<p>2 適切な部活動の運営のための体制整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 校長は、部活動の運営に関する校内組織体制として、「<u>部活動運営委員会</u>」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動 <u>内容や時間(量)</u>、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。</p> <p>(略)</p> <p>○ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ、文化・芸術活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p> <p>3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の</p>	<p>2 適切な部活動の運営のための体制整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 校長は、部活動の運営に関する校内組織体制として、「<u>運動部活動運営委員会</u>」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ <u>関係者</u>、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間(量)、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。</p> <p>(略)</p> <p>○ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ <u>活動</u>を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p> <p>3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の</p>	<p>運動部活動が対象と読み取れる文言を文化部活動も対象となる文言に改めた。</p> <p>文化部活動に関する文言を追加した。</p>

改訂後	改訂前	改訂理由
<p>推進のための取組</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができれば、生徒とコミュニケーションを十分に取り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>部顧問は、中央競技団体又は文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、指導を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>高温や多湿時において、主催する学校体育大会等が予定されている場合や練習試合、(略)こまめな水分・塩分の補給や休憩</u></p>	<p>推進のための取組</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>運動部顧問は、中央競技団体_____の指導手引を活用して、指導を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ <u>高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、(略)こまめな水分・塩分の補給や休憩</u></p>	<p>文化部活動に関する文言を追加した。</p> <p>文化部活動に関する文言を追加した。</p> <p>文化部活動に関する文言を追加した。</p>

改訂後	改訂前	改訂理由
<p>の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、(略)</p> <p>4 適切な休養日等の設定 (略)</p> <p>○ 校長は、「<u>部活動に係る活動方針</u>」の策定 (略)</p> <p>5 生徒のニーズを踏まえた<u>環境</u>の整備 ○ 市教育委員会及び校長は、生徒の<u>スポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会</u>の充実の観点から、(略) <u>地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等との連携、(略) スポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境</u>整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>の取得、観戦者の軽装や着帽等、(略)</p> <p>4 適切な休養日等の設定 (略)</p> <p>○ 校長は、「<u>運動部活動に係る活動方針</u>」の策定 (略)</p> <p>5 生徒のニーズを踏まえた<u>スポーツ環境</u>の整備 ○ 市教育委員会及び校長は、生徒の<u>スポーツ環境</u>の充実の観点から、(略) <u>地域のスポーツ団体</u>との連携、(略) <u>スポーツ環境</u>の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>運動部活動を部活動に改めた。</p> <p>運動部活動が対象となっていた部分に、文化部活動に関する文言を追加した。</p>

改訂後	改訂前	改訂理由
(削除)	7 文化部活動について	運動部活動と文化部活動の両方を対象とした運営方針に改めたため、文化部活動について特記した部分を削除した。